

環境共生住宅推奨部品 運用と申請の手引き



2025 年 6 月
一般社団法人 環境共生まちづくり協会

目 次

1. はじめに	1
2. 用語の定義	1
3. 申請	1
3-1 申請対象者	
3-2 申請時の注意事項	
3-3 申請単位	
3-4 申請書類	
3-5 申請先	
3-6 申請期間	
4. 登録	3
4-1 登録方法	
4-2 登録の有効期間	
4-3 登録の維持、変更及び削除	
4-4 登録及び掲載・維持に関する料金	
4-5 環境共生住宅推奨部品の表示	
4-6 環境共生住宅推奨部品紹介シート	
図 1 申請・登録の流れ	7
5. その他の運用	8
5-1 推奨の基準の改正	

1. はじめに

この「環境共生住宅推奨部品 ～運用と申請の手引き～」は、環境共生住宅推奨部品の申請関連と登録、その他の運用面についての手続き等を説明したものです。

なお、「環境共生住宅推奨部品」の概要や推奨基準の考え方については、別紙「環境共生住宅推奨部品 ～概要と推奨基準の考え方～」をご覧ください。

2. 用語の定義

- ・環境共生住宅推奨部品（以下、推奨部品という）：推奨方法に従って推奨され、kkj のホームページに掲載された住宅部品をいう。
- ・部品：住宅を構成する建材や設備機器
- ・住宅部品環境大綱：平成 14 年 3 月に(財)ベターリビング、(社)リビングアムニティ協会、環境共生住宅推進協議会の 3 団体が、それぞれの立場や役割に応じて、さらに環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言し、関連するあらゆる行動の規範として、策定したもの。
- ・事務局：一般社団法人環境共生まちづくり協会の事務局をいう。
- ・正会員：一般社団法人環境共生まちづくり協会の正会員をいう。
- ・情報会員：一般社団法人環境共生まちづくり協会の情報会員をいう。
- ・地域会員：一般社団法人環境共生まちづくり協会の地域会員をいう。
- ・会員関連会社：運用規程で定める「会員関連会社申請書」によって、正会員、情報会員または地域会員から、同会員の関連企業であることが示されたもので、事務局が同会員に関連企業であることを確認したもの。
- ・会員外：一般社団法人環境共生環境共生まちづくり協会の正会員、情報会員、地域会員、会員関連会社でない会社をいう。
- ・環境共生住宅推奨部品登録通知書（以下、登録通知書という）：推奨部品の登録完了の際に、推奨部品に登録されたことを通知するもの。

3. 申請

3-1 申請対象者

住宅部品の供給を日本国内で行うことを業とする者であれば、国内外、規模の大小等を問わず申請することができます。

ここでいう住宅部品の「供給」には、製造した住宅部品を他の企業に供給する場合や、他の企業から住宅部品の供給を受けて販売する場合を含みます。

3-2 申請時の注意事項

申請者は下記の内容について同意した上で申請を行ってください。

- (1) 申請する部品および申請する内容については、申請者（商標名・ブランド名を持つ事業者）が製造・販売する部品で、申請している内容に偽りがない情報を提供すること。
- (2) 申請する部品の掲載情報については、申請者が事業者として一切の責任を持つこと。
- (3) 事務局が掲載情報の確認のための資料等の提出を求めた場合、これを提出すること。
- (4) 掲載内容について kkj へ問合せがあった場合は、kkj は申請者に回答を依頼する場合があります、その場合には誠意を持って回答すること。
- (5) 運用規程に定める項目に違反した場合、虚偽の情報の申請、その他不正の行為があった場合には、事務局の判断にて、掲載情報を削除するほか、事業者名の公表その他必要な措置をとる場合があること。

3-3 申請単位

申請は部品分類ごとに行ないます。色違いやサイズ違いなどがあるシリーズ等に関しては、推奨基準を満足する内容が同じであれば、1 部品として申請することができます。また、同一シリーズで複数の仕様がある場合は、その中で最も性能の低い値のもので申請してください。同一シリーズでも推奨基準を満たさない仕様等がある場合には、その仕様等は除外されることを明示して申請してください。

リフォーム用の部品等で、既存部品と組み合わせて使用するものの場合は、想定される既存部品との組み合わせによる性能で推奨基準を満たすことを明示して申請してください。

表 1 の部品分類については、推奨基準が共通しているため、重複しての申請が可能です。重複して申請する場合には、表 1 の「重複申請可能」の部品分類で申請し、重複して申請することを明示してください。

表 1 重複申請が可能な部品分類

	重複申請可能
外壁材・外装材	外壁材・外装材（自然・天然素材）
内装仕上げ材（壁材・天井材）	内装仕上げ材（調湿・脱臭・吸着建材）
	内装仕上げ材（自然・天然素材）

3-4 申請書類

会員区分により、申請書類が異なります。該当する会員区分の資料をそろえて提出してください。また、各資料はホームページからダウンロードしてください。

(1) 正会員・情報会員・地域会員

①推奨部品申請書

②推奨基準への適合を確認できるその他資料（事務局から要請がある場合。）

(2) 会員関連会社

- ①会員関連会社申請書
- ②会社登録用紙
- ③推奨部品申請書
- ④推奨基準への適合を確認できるその他資料（事務局から要請がある場合。）

(3) 会員外

- ①紹介状または会社概要
- ②会社登録用紙
- ③推奨部品申請書
- ④推奨基準への適合を確認できるその他資料（事務局から要請がある場合。）

3-5 申請先

一般社団法人環境共生まちづくり協会の問い合わせフォームからご連絡ください。その後、別途、受付担当からご連絡いたしますので、上記の資料をご記載の上、ご提出ください。

3-6 申請期間

申請は随時受け付けていますが、毎月 20 日を締切とします。

4. 登録

4-1 登録方法

登録は、kkj が登録申請に必要な書類がそろっていることを確認し、申請された部品が「推奨部品の推奨基準」に適合すると認める場合に、kkj のホームページに下記(1)～(4)を掲載することで登録とします。

毎月 20 日締切で翌月末に登録となります。ただし、確認すべき事項が多いなど翌月末からの掲載が難しい場合は、その旨ご連絡します。また、登録完了後に申請者へ、その旨ご連絡します。その際、「登録通知書」を希望される場合には、登録完了後に〇〇年度版登録として発行します。

- (1) 申請者の会社名及び会社のホームページトップへのリンク。
- (2) 推奨部品名及び推奨部品に関する申請者ホームページへのリンク。
- (3) 規格取得の有無
- (4) 新築用、リフォーム用、新築・リフォーム用といった適用対象

4-2 登録の有効期間

推奨の有効期間は、推奨の日の属する年度末（3 月 31 日）までとなります。

4-3 登録の維持、変更及び削除

毎年1回(2月予定)、推奨部品の内容に変更がないか確認のために「更新のご案内」を送らせていただきます。内容に変更がなければ有効期間を継続し、そのまま掲載いたします。

基準に関連する変更があった場合は、変更内容について推奨基準への適合の確認を実施します。基準に関係しない会社名等の修正に関しては、そのまま修正いたします。

これらにかかる費用については次項に示します。なお、更新時期でなくとも、修正があった場合は随時受け付けています。

修正や削除を行う場合は、一般社団法人環境共生まちづくり協会の問い合わせフォームからご連絡ください。

4-4 登録及び掲載・維持に関する料金

(1) 料金

推奨部品を登録維持するためには、1部品ごとに下表の費用が発生します。なお、正会員は全て無料です。また、登録通知書の発行は無料です。

①基準適合確認費用

初めて登録申請する際、あるいは登録している部品の推奨基準が改正された際など、推奨基準に適合しているかどうか確認するための料金です。

また、登録申請に際し実地審査等を行うこともあります。その際の費用は申請者負担とします。

②掲載・維持費

ホームページに情報を掲載するための料金です。1年に1回のお支払いです。掲載前に1年分を前払い頂きます。1年間の費用ですので、年度途中の掲載の場合は月割り料金となります。なお、年度途中で、申請者の都合により削除する場合はご返金できませんのでご了承ください。

③変更費用

基準に係らない掲載内容の変更の際、変更箇所数によらず一律同一費用です。

	正会員	情報会員 地域会員	会員関連会社	会員外
①基準適合の確認費用	無料	1,000 円	2,000 円	5,000 円
②掲載・維持費(1 年分)	無料	無料	2,400 円	4,800 円
③変更費用	無料	1,000 円	1,000 円	2,000 円

※1 部品あたり

なお、重複可能な部品分類(表1(P.2)参照)を重複して申請する場合にかかる費用は、1部品分の費用となります。

(2) 支払方法

申請され、基準適合の確認など諸手続きが終了した際、事務局より請求書を送らせていただきます。請求書に記載されている金額を所定の口座にお振込みください。

4-5 環境共生住宅推奨部品の表示

推奨部品として登録された部品を、申請者のカタログ、ホームページにおいて推奨部品であることを告知することができます。

(1) 表示方法

推奨部品の表示の申請にあたっては、一般社団法人環境共生まちづくり協会の問い合わせフォームからご連絡ください。その後、別途、受付担当からご連絡いたしますので、「登録済推奨部品表示申請書（以下、表示申請書という）」をホームページからダウンロードいただき、必要事項をご記載の上、ご提出ください。申請内容を確認し、申請内容に問題がなければカタログ、ホームページへの表示が可能となることを申請者へご連絡いたします。申請内容に不備等があった場合には、確認すべき事項等について再度申請者にご連絡いたします。

なお、推奨部品の表示については、カタログ、ホームページへの掲載後も申請内容のとおりに表示されていることを確認することがございます。

(2) 表示の有効期間

表示の有効期間は推奨部品の登録期間と同じとします。毎年1回（2月予定）の推奨部品の登録更新時に、登録が更新されれば自動的に表示期間も更新されることとします。

(3) 表示についての注意事項

申請者は下記の内容について同意したうえで推奨部品の表示を行ってください。

- ・カタログ、ホームページへの推奨部品の表示については、申請者が事業者としての責任において行うこと。
- ・表示場所を変更する場合は一般社団法人環境共生まちづくり協会の問い合わせフォームから連絡すること。

4-6 環境共生住宅推奨部品紹介シート

協会会員（正会員、情報会員、地域会員）は、推奨部品として登録された部品について、推奨部品紹介シートを作成し、活用することができます。推奨部品紹介シートの作成、活用は無料です。

(1) 推奨部品紹介シートの活用について

作成いただいた推奨部品紹介シートは、以下のような方法で活用できます。

- ・kkj ホームページの環境共生住宅推奨部品データベースにおいて、推奨部品と共に掲載します。

- ・協会会員へのPRとして、kkjのメールマガジン等で情報を発信します。
- ・推奨部品紹介シートをエンドユーザー等へのPR資料として活用できます。

推奨部品紹介シートの作成にあたっては、登録された推奨部品に対して、毎年1回（2月予定）の推奨部品の登録更新時に、担当者から推奨部品紹介シートの書式をお送りします。推奨部品紹介シートの作成を希望される場合は、送付された推奨部品紹介シートの書式に必要な事項をご記載いただき、ご返信ください。内容を確認後に、kkjホームページ（環境共生住宅推奨部品データベース）に掲載いたします。

更新や削除を行う場合は、一般社団法人環境共生まちづくり協会の問い合わせフォームからご連絡ください。

(2) 推奨部品紹介シートのkkjホームページ掲載期間

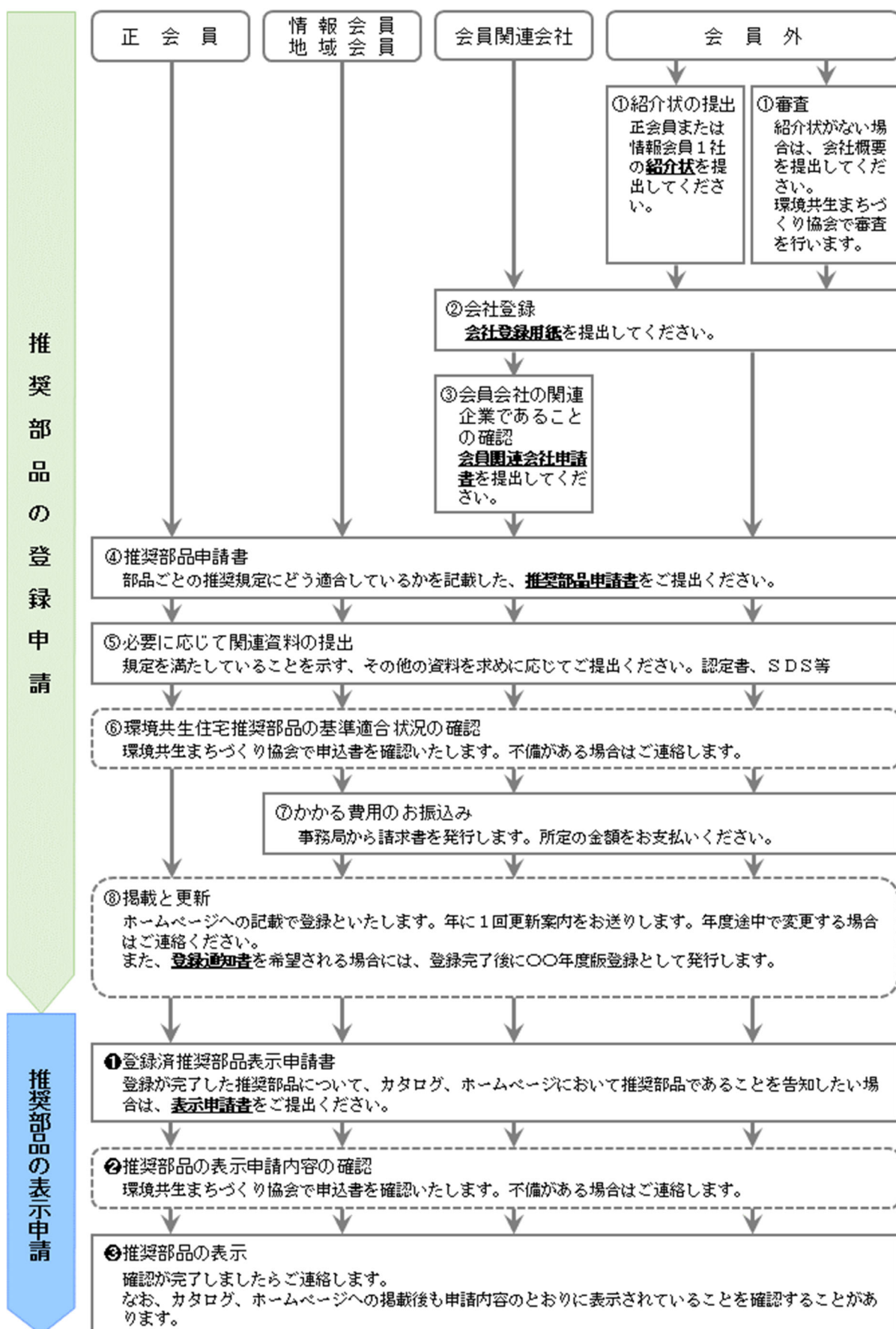
推奨部品紹介シートのkkjホームページ（環境共生住宅推奨部品データベース）への掲載期間は推奨部品の登録期間と同じとします。毎年1回（2月予定）の推奨部品の登録更新時に、登録が更新されれば自動的に推奨部品紹介シートのkkjホームページ掲載期間も更新されることとします。

(3) 推奨部品紹介シートについての注意事項

下記の内容について同意したうえで推奨部品紹介シートの作成を行ってください。

- ・推奨部品紹介シートの記載内容については、作成者が事業者としての責任において行うこと。
- ・推奨部品紹介シートの記載内容について更新や削除を行う場合は、一般社団法人環境共生まちづくり協会の問い合わせフォームから連絡すること。
- ・kkjホームページ（環境共生住宅推奨部品データベース）への掲載にあたっては、推奨部品紹介シートのファイル形式はPDFとし、容量は1.5MB以下とすること。

図1：申請・登録の流れ



5. その他の運用

5-1 推奨基準の改正

推奨基準は社会的状況の変化に応じて、適宜修正を予定しております。

なお、改正前の基準に従って登録申請準備をされていた場合は、基準改正の日から6か月を超えない日までは、改正前の基準を適用できます。